

○農林水産省令第十五号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

農林水産大臣 江藤 拓

改 正 後

別表八（第三十五条の十二関係）

第一 有害動物	
(一) 節足動物	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリニバエ)
	<i>Bactrocera dorsalis species complex</i> (カンコニバエ種群)
	<i>Bactrocera tau</i> (セグロウリニバエ)
	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドニバエ)
	<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)
	<i>Cydia pomonella</i> (コドリנגガ)
	<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)
	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)
	<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)
	<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)
(二) (四) (略)	
第二 有害植物	
(一) (四) (略)	

改 正 前

別表八（第三十五条の十二関係）

第一 有害動物	
(一) 節足動物	<i>Bactrocera cucurbitae</i> (ウリニバエ)
	<i>Bactrocera dorsalis species complex</i> (カンコニバエ種群)
	(新設)
	<i>Bactrocera tryoni</i> (クインスランドニバエ)
	<i>Ceratitis capitata</i> (チチュウカイミバエ)
	<i>Cydia pomonella</i> (コドリנגガ)
	<i>Cylas formicarius</i> (アリモドキゾウムシ)
	<i>Euscepes postfasciatus</i> (イモゾウムシ)
	<i>Leptinotarsa decemlineata</i> (コロラドハムシ)
	<i>Mayetiola destructor</i> (ヘシアンバエ)
(二) (四) (略)	
第二 有害植物	
(一) (四) (略)	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。